

鳥羽市議会運営委員会会議録

令和6年1月23日

○出席委員（6名）

委員長	坂倉 広子	副委員長	山本 哲也
委員	山本 欽久	委員	瀬崎 伸一
委員	南川 則之	委員	戸上 健

○欠席委員（なし）

○出席説明者

- ・勢力総務課長

○職務のために出席した事務局職員

事務局長	岩井 太	次長兼 議事総務係長	平山 智博
議事総務係 書記	岡村 なぎさ		

(午前 9時30分 再開)

○坂倉広子委員長 皆さん、おはようございます。

ただいまから、議会運営委員会を再開いたします。

早速ですが、令和6年12月23日の会議に提出されます議案の概要について、総務課長の説明を求めます。

総務課長。

○勢力総務課長 おはようございます。総務課、勢力です。よろしくお願ひいたします。

また、議会休会中のところ議会運営委員会を開催していただきましてありがとうございます。

それでは、本日、令和6年12月23日会議に提出いたします議案についてご説明させていただきます。

配布させていただいております提出議案一覧表のほうをご覧ください。

今回提出いたします議案は、議案第37号から議案第43号までが補正予算議案で7件、議案第44号が条例の一部改正議案で1件、合わせて8件を提出いたします。

それでは、別で提出させていただいている令和6年度一般会計補正予算（第6号）等の概要のほうをご覧ください。

補正予算の規模ですが、一般会計、特別会計、企業会計すべてが人事院勧告に基づく人件費補正で、令和6年度一般会計補正予算（第6号）は、7,320万円を計上し、補正後の一般会計予算額は137億7,270万円となります。

特別会計においては、国民健康保険事業で190万円、介護保険事業で80万円、定期航路事業で640万円などを計上し、補正後の特別会計予算額は73億5,250万円となります。

また、企業会計においては、水道事業129万2,000円、下水道事業で34万4,000円を計上し、補正後の企業会計予算額は21億2,085万1,000円となります。

今回の補正予算等の概要には、人事院勧告に基づく人件費の補正に伴うもので各事業の説明を掲載しておりませんので、給与改定等の内容についてご説明申し上げます。

4ページのほうをご覧ください。

このたびの補正は、人事院勧告に基づく職員の給料表及び諸手当について増額補正いたします。

主な給与改定の内容は、行政職給料表等の改定では平均でプラス4%、期末勤勉手当の支給月数では0.10月の引き上げとなります。また、初任給調整手当の月額が41万6,600円に引き上げられます。

なお、それぞれの適用年月日については、中段記載のとおりでございます。

人事院勧告に基づく人件費の総合計は、ここに合計は書いていないんですけど、下の表、一般会計、国保、介護、定期、後期高齢のこの合計で7,320万円と、その他、企業会計のほうで129万2,000円を計上しておりますので、合わせて7,449万2,000円の変更となっております。

続きまして、右側5ページをご覧ください。

債務負担行為の限度額の補正を行うもので、議会一般管理経費及び文書広報事業において、物価高騰に伴い印刷業務にかかる1ページあたりの単価が増加したことから、限度額を増額するものでございます。

以上が補正予算議案になります。

続きまして、議案書のほうになりますが、令和6年12月23日会議提出議案一覧表の2ページ目をご覧ください。

中段からになりますが、議案第44号、鳥羽市職員給与条例の一部改正についてでございます。

先ほどご説明いたしました補正予算に係る条例改正で、提案理由は人事院勧告に基づき本市職員の給料、初任給調整手当、期末手当及び勤勉手当を引き上げる改正を行いたく、本提案とするものでございます。

主な内容といたしましては、初任給調整手当の月額を41万5,600円から41万6,600円にするものです。

また、次の段ですが、初任給をはじめ若年層に重点を置きつつ、概ね30歳代後半までの職員に重点を置いて、すべての職員を対象に行政職給料表及び医療職給料表を引き上げ改定するもので、初任給の引き上げ額については、参考の記載のとおりです。

期末手当等については、令和6年度12月期の期末手当及び勤勉手当の支給率にそれぞれ0.05月分、定年前再任用短時間勤務職員にはそれぞれ0.025月分を引き上げ、改定の状況は2ページ目の表のとおりとなっております。網掛けの部分となります。

施行期日は公布の日からとし、適用日といたしましては、給料表及び初任給調整手当は令和6年4月1日から、期末手当及び勤勉手当は令和6年12月1日としております。

以上で提出議案についての説明とさせていただきます。

○坂倉広子委員長 ありがとうございます。

総務課長の説明は終わりました。

続きまして、会議日程及び議案の取り扱いについて、事務局長より説明をさせます。

事務局長。

○岩井事務局長 おはようございます。

それでは私から、本日、12月23日会議の日程についてご説明いたします。

会議に上程される議案につきましては、先ほど総務課長からもご説明のありましたとおり予算議案7件、条例議案1件の8件でございます。

次に、その議案の取り扱い並びに会議日程についてであります、お手元の会議日程案をご覧ください。

会議日程及び議案の取り扱いについては、本日会議を再開いたします。

議事に先立ちまして、諸報告の後、会議録署名議員の指名、次に議案第37号から議案第44号の8件を一括議題とし提案者の趣旨説明を行います。

次に、議案に対する質疑の後、各常任委員会に付託を行います。

各常任委員会につきましては、本日、先に行政常任委員会を開催し、議案第44号、鳥羽市職員給与条例の一部改正について審査いただきます。

そのあと引き続きまして、予算決算常任委員会を開催し、議案第37号から43号までの一般会計補正予算他、各特別会計補正予算議案の審査を行っていただきたいと考えています。

各委員会終了後、会議におきまして、各常任委員会における委員長報告、委員長報告に対する質疑、討論の後、表決を行います。

次に、発議第4号、鳥羽市議会個人情報保護条例の一部改正についてを上程し、提案者の趣旨説明、議案に対する質疑、討論の後、表決を行い散会にしたいと考えております。

以上、よろしくご審議いただきますようお願いいたします。

○坂倉広子委員長 事務局長の説明は終わりました。

このことについて、ご質問、ご意見はございませんか。

(「なし」の声あり)

○坂倉広子委員長 ないようすでにお諮りいたします。

会議日程及び議案の取扱いについては、事務局長の説明のとおり取り扱うに賛成の委員は起立を願います。

(起立全員)

○坂倉広子委員長 起立全員であります。

よって、議案等の取扱いについてはそのように決定いたします。

ご協議いただくことは以上です。

これをもちまして議会運営委員会を散会いたします。

(午前 9時39分 散会)

委員長はこの会議録をつくりここに署名する。

令和6年12月23日

議会運営委員長 坂倉広子